



滋賀県地域福祉支援計画【現行計画概要】

資料6-2

第1章 はじめに

- 計画の位置づけ
 - ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - ・滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの。
- 計画期間
令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度） [5年間]

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

- ・高齢単身世帯の増加（平成27年（2015年）47千世帯⇒令和2年（2020年）55千世帯）
- ・障害福祉サービス利用者の増加（平成29年度（2017年度）10,596人⇒令和元年度（2019年度）11,242人）
- ・児童虐待相談件数の増加（平成27年（2015年）6,023件⇒令和2年（2020年）8,201件）
- ・生活困窮者自立支援相談件数の増加（平成27年度（2015年度）2,542件⇒令和2年度（2020年度）12,368件）
- ・外国人人口の増加（平成27年（2015年）23,833人⇒令和2年（2020年）33,076人）

第3章 計画策定にあたっての基本的認識（総論）

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の制度がそれぞれ整備されているが、8050問題、ダブルケアやひきこもりなどいくつかの課題が絡み合った複合的な事案、制度の狭間のニーズへの対応が求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症により、感染症の脅威、経済的困窮世帯、児童虐待、DVの増加、感染者や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の問題が顕在化している。

第4章 基本理念と基本方針

基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

基本方針Ⅰ 地域住民の多様性が尊重され、 「つながり、支え合う」地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指す。

基本方針Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築する。

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、 「滋賀の福祉人」づくりの推進

地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合的な課題に対応できる人材の育成を支援する。

第5章 今後取り組むべき重点事項

【地域福祉をめぐる課題等】

- ・少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下している。
- ・既存の制度の枠にとらわれず、複合的な問題を抱えている世帯全体への総合的な対応を行う支援体制（包括的・重層的支援体制）の構築が求められている。
- ・また、地域福祉を推進し、共生社会を実現するためには、包括的・重層的な相談支援体制のなかで、中核的な役割を果たす福祉人材の育成が重要となる。

第6章 取組の内容

Ⅰ 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進

- 重(1) 複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等
 - ①複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進
 - ②新型コロナウイルス感染症等と地域づくり
- (2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進
 - ①参加・活動の場、居場所づくり
 - ②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進
 - ③民生委員・児童委員活動の環境整備
 - ④活動資金の確保と有効活用
 - ⑤ボランティア活動の推進
 - ⑥社会福祉法人の公益的な取組の推進
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成
 - ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
 - ②インクルーシブ教育の推進
 - ③生涯にわたる福祉教育の推進
 - ④多様性の尊重
- (4) ユニバーサルデザインの推進
 - ①ユニバーサルデザインの普及啓発
 - ②情報アクセシビリティの向上促進

Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

- (1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進
 - ・高齢者や障害者などに対する各取組や支援体制の整備
- (2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築
 - ・防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりの支援
- (3) 災害時要配慮者の避難支援の推進
 - ①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定
 - ②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練実施
 - ③避難所における福祉的配慮の推進
 - ④福祉避難所の機能確保
- (4) 利用者の権利擁護
 - ①権利擁護の啓発・理解促進
 - ②地域福祉権利擁護事業の推進
 - ③成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決の仕組み
 - ①事業者の苦情解決体制の整備
 - ②適切な苦情解決の促進
- (6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保
 - ①健康福祉サービス評価システムの推進
 - ②社会福祉法人の情報公開の推進
 - ③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進
- (7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進
- (8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進

- 重(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり
 - ・複合的な事案に対応ができる福祉人材の育成
- (2) 専門職の確保・育成・定着
 - ①若者の進路選択支援
 - ②多様な人材の参入促進
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）
 - ③福祉職場への定着促進
 - ④職場環境の改善
 - ⑤社会福祉関係者の資質の向上

第7章 計画に係る指標

- ・重層的支援体制整備事業実施・総合窓口設置市町数
- ・複合・複雑化する課題に気づき、対応できる福祉人材の育成

◆重点的に取り組む事項

- (1) 複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進
 - ・高齢、障害、子ども等の分野における個別計画と整合性を図りつつ、庁内連携の強化を進めるとともに、市町の複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）の整備に向けた取組を支援する。
 - ・相談支援機関や市町社会福祉協議会等における取組や課題等について研修会や勉強会等の場を市町等と共有する。
- (2) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり
 - ・本県の先人の理念と実践を学びつつ、技術・技能等を習得し、複合・複雑化する地域生活課題に気づき、その解決に向けた実践に取り組む福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図る。

第8章 計画の進行管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。

滋賀県地域福祉支援計画【概要】

現行計画

第1章 はじめに

- 計画の位置づけ
 - ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - ・滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの。
- 計画期間
令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）〔5年間〕

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

- ・高齢単身世帯の増加（平成27年（2015年）47千世帯⇒令和2年（2020年）55千世帯）
- ・障害福祉サービス利用者の増加（平成29年度（2017年度）10,596人⇒令和元年度（2019年度）11,242人）
- ・（平成27年（2015年）6,023件⇒令和2年（2020年）8,201件）
- ・生活困窮者自立支援相談件数の増加（平成27年度（2015年度）2,542件⇒令和2年度（2020年度）12,368件）
- ・外国人人口の増加（平成27年（2015年）23,833人⇒令和2年（2020年）33,076人）

第3章 計画策定にあたっての基本的認識（総論）

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の制度がそれぞれ整備されているが、8050問題、ダブルケアやひきこもりなどいくつかの課題が絡み合った複合的な事案、制度の狭間のニーズへの対応が求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症により、感染症の脅威、経済的困窮世帯、児童虐待、DVの増加、感染者や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の問題が顕在化している。

第4章 基本理念と基本方針

基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

基本方針Ⅰ 地域住民の多様性が尊重され、
「つながり、支え合う」地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指す。

基本方針Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、
「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築する。

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、
「滋賀の福祉人」づくりの推進

地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合的な課題に対応できる人材の育成を支援する。

改正案

第1章 はじめに

- 計画の位置づけ
 - ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - ・滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら、**県の福祉分野の基本的な計画として**策定するもの。
- 計画期間
令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）〔5年間〕

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

※資料5(本県の地域社会を取り巻く現状)のとおりに

第3章 計画策定にあたっての基本的認識（総論）

※資料6-1中、
「社会を取り巻く現状」および「地域福祉に関わる制度の動向」を踏まえて修正

第4章 基本理念と基本方針

基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

基本方針Ⅰ 地域住民の多様性が尊重され、
「つながり、支え合う」地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指す。

基本方針Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、
「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築する。

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、
「滋賀の福祉人」づくりおよび活躍の推進

地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合的な課題に対応できる人材の育成を支援、**活躍を推進する。**

【修正理由】
県基本構想を踏まえた、令和5年度に健康医療福祉部内で策定した計画の基本的な考え方と整合させる。

【修正理由】
滋賀の福祉人の育成を引き続き行うとともに、えにしアカデミー修了者等を中心とした、事業所や地域での活躍を推進していくこととしたい。



第1章 はじめに

- 計画の位置づけ
 - ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - ・滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの。
- 計画期間
令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度） [5年間]

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

- ・高齢単身世帯の増加（平成27年（2015年）47千世帯⇒令和2年（2020年）55千世帯）
- ・障害福祉サービス利用者の増加（平成29年度（2017年度）10,596人⇒令和元年度（2019年度）11,242人）
- ・児童虐待相談件数の増加（平成27年（2015年）6,023件⇒令和2年（2020年）8,201件）
- ・生活困窮者自立支援制度利用者の増加（令和2年度（2020年度）12,300人⇒令和3年度（2021年度）13,000人）
- ・外国人人口の増加（平成27年（2015年）23,833人⇒令和2年（2020年）33,076人）

改正案(追加検討事項)

- ・複合・複雑化する地域生活課題(8050問題、ダブルケア、ひきこもり、自殺、孤独・孤立問題等)に対応する支援体制の拡充

第4章 基本理念と基本方針

基本理念

- ・複合・複雑化する地域生活課題(8050問題、ダブルケア、ひきこもり、自殺、孤独・孤立問題等)に対応する支援体制の拡充
- ・能登半島地震での課題を踏まえた災害時要配慮者への支援
- ・認知症高齢者数の増等に伴う権利擁護支援ニーズ増大への対応
- ・単身高齢者世帯の増等に伴う身寄りのない高齢者への支援
- ・高齢者の増に伴う住宅確保困難者への対応
- ・再犯防止の取組推進

- ・福祉人材の不足への対応
- ・えにしアカデミー修了者在籍事業所等による福祉実践取組推進

基本方針

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進

【重点取組(案)】

- (1)福祉人材の育成・確保・定着 (2)重層的・包括的支援の推進 (3)災害支援体制整備の推進 (4)権利擁護支援の推進

第5章 今後取り組むべき重点事項

【地域福祉をめぐる課題等】

- ・少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下している。
- ・既存の制度の枠にとらわれず、複合的な問題を抱えている世帯全体への総合的な対応を行う支援体制（包括的・重層的支援体制）の構築が求められている。
- ・また、地域福祉を推進し、共生社会を実現するためには、包括的・重層的な相談支援体制のなかで、中核的な役割を果たす福祉人材の育成が重要となる。

◆重点的に取り組む事項

- (1)複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進
- ・高齢、障害、子ども等の分野における個別計画と整合性を図りつつ、庁内連携の強化を進めるとともに、市町の複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）の整備に向けた取組を支援する。
 - ・相談支援機関や市町社会福祉協議会等における取組や課題等について研修会や勉強会等の場を市町等と共有する。
- (2)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり
- ・本県の先人の理念と実践を学びつつ、技術・技能等を習得し、複合・複雑化する地域生活課題に気づき、その解決に向けた取り組む福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図る。

現行計画

第6章 取組の内容

I 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進

- 重 (1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等
- ①複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進
 - ②新型コロナウイルス感染症等と地域づくり
- (2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進
- ①参加・活動の場、居場所づくり
 - ②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進
 - ③民生委員・児童委員活動の環境整備
 - ④活動資金の確保と有効活用
 - ⑤ボランティア活動の推進
 - ⑥社会福祉法人の公益的な取組の推進
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成
- ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
 - ②インクルーシブ教育の推進
 - ③生涯にわたる福祉教育の推進
 - ④多様性の尊重
- (4) ユニバーサルデザインの推進
- ①ユニバーサルデザインの普及啓発
 - ②情報アクセシビリティの向上促進

II 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

- (1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進
- ・高齢者や障害者などに対する各取組や支援体制の整備
- (2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築
- ・防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりの支援
- (3) 災害時要配慮者の避難支援の推進
- ①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定
 - ②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練実施
 - ③避難所における福祉的配慮の推進
 - ④福祉避難所の機能確保
- (4) 利用者の権利擁護
- ①権利擁護の啓発・理解促進
 - ②地域福祉権利擁護事業の推進
 - ③成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決の仕組み
- ①事業者の苦情解決体制の整備
 - ②適切な苦情解決の促進
- (6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保
- ①健康福祉サービス評価システムの推進
 - ②社会福祉法人の情報公開の推進
 - ③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進
- (7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進
- (8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

III 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進

- 重 (1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり
- ・複合的な事案に対応ができる福祉人材の育成
- (2) 専門職の確保・育成・定着
- ①若者の進路選択支援
 - ②多様な人材の参入促進
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）
- ③福祉職場への定着促進
 - ④職場環境の改善
 - ⑤社会福祉関係者の資質の向上

計画の進行管理

方向性の推進状況や指標の達成度について定期評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。